奈良学園大学における研究不正防止計画

（制　　定　平成２８年　２月２２日
最近改正　令和　７年　４月　１日）

奈良学園大学（以下「本学」という。）では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定令和 3 年 2 月 1 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の趣旨及び内容を踏まえ、本学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第５条第２項の規定に基づき、次のとおり研究不正防止計画を定める。

区分	不正を発生させる要因等	不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	責任者の役割や所在・範囲が曖昧な場合は、組織としてのガバナンスが機能しない。	公的研究費の不正使用等防止に向けた管理運営体制を公式ホームページで学内外に公表する。
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	公的研究費の適正な使用のための行動規範及び研究費使用ルール等に関する認識が曖昧である。	公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールを明確化し、研究費ハンドブックに明記し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にわかりやすいルールを定め、周知するとともに、ルールと運用の乖離がないか、定期的にチェックする。
物品検収	発注者(研究者)が納品・検収確認を行うことがある場合などでは、研究費のプールなどが発生する温床となる。	① 物品検収事務の流れについて、学内関係者及び納入業者に周知を図る。 ② 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用がないかについて、事後に物品確認を行う。 ③ 納入業者が検収を適正に受けていない場合等は、その実態に応じて取引停止等の適切な措置を講じる。
物品管理	物品を換金する。	10 万円以上の物品は毎年管理状況をチェックする。
出張事実確認	出張報告書で「学会出席」・「資料収集」などの簡便な記載がされ処理されている。旅費の精算が出張終了後、長期間行われていないとなれば、カラ出張が発生する温床となる。	① 出張者が出張報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務付ける。 （ア）研究打合せ等の場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。

		（イ）学会出席等の場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。 ② 出張旅費の二重払いがないか、定期的に確認し、出張の事実確認は、明確なルールを定めて行う。 ③ 学校法人奈良学園監査室等は、無作為の抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。
謝金事実確認	出勤表にある作業従事者と確認者等の実施確認が確証できない。立替払いが行われている。実施確認が確証できないと、カラ謝金の発生する温床となる。	① 作業従事者は、研究者等の指示による作業終了の都度、出勤表を管理する部署に赴き、出勤表に作業終了の押印をする。 ② 謝金の作業確認は、明確なルールを定めて行う。 ③ 学校法人奈良学園監査室等は、不定期に作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認をする。
内部監査	実効性のある監査が実施されないことにより、研究費の不正使用が行われる。	① 不正防止推進委員会と密接な連携を図り、不正使用等を発生させる要因を踏まえた監査計画に基づき、定期及び臨時に内部監査を実施する。 ② 学校法人奈良学園監査室は、監査を行った結果を取りまとめ、問題点等を確認した場合は、監事に情報提供を行い、連携して、最高管理責任者に対して必要な措置を講じるよう助言する。 ③ 重点的なリスクアプローチ監査を実施する。 ④監事は、内部監査や統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングによって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。 ⑤内部監査連絡会を開催し、大学執行部と監事、監査室長が連

		携、意見交換等を行う。
公的研究費にかかる相談等の取扱い	公的研究費の執行に際して，各部局から寄せられる相談事項や課題が学内で共有されないことで、他部局の改善方策が他部局で活用できず、結果的に研究費の不正使用に繋がる。	① 公的研究費にかかる相談等については、経費の使用に関しては事務局経理課、その他、応募等も含み全般的な相談については総務課企画課で応じる。また、窓口の場所を公式ホームページで周知する。
不正防止に関する意識の徹底	公的研究費について、公的研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	① 奈良学園大学における研究者等の行動規範に基づき研究者の研究倫理意識の高揚を図るとともに、事務職員が専門的能力をもって公的研究費の適正な執行が行えるよう、定期的に説明会や研修会等を開催する。 ② 公的研究費の不正使用等の防止を図るため、研究者等に向けたマニュアルの作成・学内への周知により、コンプライアンス（法令遵守）に対する意識を徹底する。
不正防止に関する意識の徹底	研究活動及び研究成果の発表等において行われる不正行為が、研究倫理に反するとの意識が希薄である。	① 研究者を対象とした研究倫理教育を毎年実施し、研究倫理の意識を徹底する。
不正使用等に係る通報等の取扱い	学内外から通報（告発）を受け付ける窓口がなく、通報者及び被告発者を保護するなどの体制が整備されていないと不正使用等のリスクが増加する。	① 不正使用等に係る通報（告発）については、規程に基づき適正に取り扱う。 ② 通報者及び調査協力者を保護するためのルールについても通報の方法と併せて、学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。
計画の見直し		上記の項目は、公的研究費の不正使用等の防止のため、取り組むべき措置を掲げたものである。今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。